美しく豊かな自然を保平成二十一年法律第八十二号

目 答 次 重

第二章 基本方針(第十三条)第一章 総則(第一条—第十二条)

四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理(第十七条―第二十一条の二)

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制(第二十二条—第二十四条)

- | 第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策(第二十五条—第三十一条)

第一章 総則

(目的)

(定義)

う。 第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をい

物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。 この法律にお乱しているごみその他の汚っ この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚

理する者をいう。 ・ この法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管 ない法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管 ない法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他 ない この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第三項 とい この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第三項 とい この法律において (海岸管理者等)

(総合的な海岸の環境の保全及び再生)

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

旨として、行われなければならない。 かにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明ら

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸

(海洋環境の保全

る国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。 第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤い。

十分配慮されたものでなければならない。の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類一条の二において同じ。)が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困一条の二において同じ。)が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困ー、海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック(微細なプラスチック類をいう。第十

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにする 第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにする

(国の責務)

(地方)と近日なり賃貸り (地方)というでは、第1条 国は、第三条から前条までに規定する海において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十三)

(地方公共団体の責務)

(事業者及び国民の責務)の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体もに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。第十一条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとと

めなければならない。
し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努力・事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

(連携の強化)

推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。 方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地

第二章 基本方針

い。本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならな第十三条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基

基本方針には、次の事項を定めるものとする

住民又は民間の団体に対し、

- 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要
- 案を作成し、 ※を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の
- ければならない。 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かな
- 6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 基本方針を公表しなければなら

5

第三章 地域計画等 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する

(地域計画)

きは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画(以下こ第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めると の条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。)を作成するものとする。 4

- 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
- 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な
- を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、 住民その他利害関係者の意見
- 4 岸管理者等の意見を聴かなければならない。 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、 関係する地方公共団体及び海
- 5 るときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければ都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されてい
- 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6

(海岸漂着物対策推進協議会)

民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会(以下第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 協議会は、次の事務を行うものとする。
- 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、 (海岸漂着物対策活動推進員等) 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、 海岸漂着物対
- 策活動推進団体として指定することができる。 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、 次に掲げる活動を行う。
- 3 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をす

- る情報の提供その他の協力をすること。 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、 当該活動に関す
- 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

- 第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着 なければならない。 物等(漂流ごみ等を除く。 以下この条及び次条において同じ。)の処理のため必要な措置を講じ
- ならない。 1.おいて同じ。) は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなけ海岸管理者等でない海岸の土地の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下こ 以下この ば条

2

3

- 有者に協力しなければならない。 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、 必要に応じ、 海岸管理者等又は前項の海岸の土地
- が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理 (市町村の要請)
- 住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して 岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。 (協力の求め等)
- が明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであること る。 の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができ
- 2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認める ときは、 当該協力に関し、あっせんを行うことができる。
- 第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が 関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。 生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その (外交上の適切な対応) 他
- 第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障 が生じていると認めるときは、 ものとする。 必要に応じ、 関係行政機関等と連携して、 外交上適切に対応する
- (漂流ごみ等の円滑な処理の推進)
- の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。 第二十一条の二 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等

海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に ればならない。 推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなけ
- (ごみ等を捨てる行為の防止)
- 三十七号)その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等に第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百 おいてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、 よう努めなければならない 必要な措置を講ずる

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第二十四条 なければならない。 飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努め 地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する

海域へ流出し、 し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対 又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならな

(民間の団体等との緊密な連携の確保等) その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

第二十五条 動に対する支援に努めるものとする。 が果たしている役割の重要性に留意し、 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等 これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活

国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、 同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するた

3 め十分な配慮を行うよう努めるものとする。 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとす

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

十五年法律第百三十号)第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題につい二十六条 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない

を図るよう努めなければならない。 (海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発) 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発

(技術開発、調査研究等の推進等)

ればならない。 利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなけ 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生 3

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十八条の二国は、 着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他3二十八条の二 国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂 の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。 (財政上の措置)

第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならな

理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。 出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流

活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、 その

(海岸漂着物対策推進会議)

もって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な第三十条 政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員を 推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 岸漂着物対策専門家会議を置く。 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海

> 3 進会議に進言する。 海岸漂着物対策専門家会議は、 海岸漂着物対策の推進に係る事項について、 海岸漂着物対策推

(法制の整備)

| 第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を 実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日から施行する

(検討)

2

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律 施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、 その

則 (平成二三年六月一五日法律第六七号)

抄

(施行期日)

附

第

一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

(施行期日) (平成三〇年六月二二日法律第六四号)

(検討)

この法律は、公布の日から施行する

2 う。) 第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。) の抑制のための施策の在り方につ の法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並 いて速やかに検討を加え、 に海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(次項において「新法」とい 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック(こ その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針 律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に 新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの 新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。